

国保だより

国保の異動届は14日以内に

国保の異動届は
14日以内に

国民健康保険は、社会保険や共済保険等、他の保険に入っていない人は必ず入らなければならない保険です。

退職により職場の健康保険をやめたときや就職により職場の健康保険に加入したときなど、異動があつた場合は国保年金係で国保の喪失、加入の手続きを行つてください。

なお、この異動届は異動のあつた日から14日以内に行つてください。

【手続きに必要なもの】

▼国保に加入するとき

*印鑑

*退職年月日(健康保険をやめた日)

の確認できる証明書等

*家族で国保に入っている人がいる場合は国保の保険証

*75歳以下で厚生年金、共済年金を受給されている人は、年金証書

▼国保をやめるとき

*印鑑

*新しい職場の保険証

*老人保健受給者は受給者証

*預金通帳など振込口座番号、名義の確認できるもの

長期不在者 及び
学生の人は

【国保に関する
お問い合わせは】

住民課 国保年金係

国保は住んでいる市町村に住民登録をしないと加入できませんが、大

(有)9111

62-9111

学や専門学校などへ進学し、他市町に居住する学生や出稼ぎ等で長期間富士見町を離れる人などには、特別な保険証を発行しています。希望される人はお早めに手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

▼国保の保険証

▼印鑑

▼学生の場合は在学証明証または学生証の写し

世帯主変更が

できます

国保では、世帯主がサラリーマンの場合でも世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主に国保の届出や保険料納付義務があります。

このような世帯を「擬制世帯」といい、その世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。しかし、国保の届出や保険料納付を擬制世帯主ではなく、国保加入者がおこなつている場合もあることから、届出により国保制度上の世帯主を、国保に加入している人に変更できるようになります。

この制度を使う場合

① 擬制世帯主が保険料を完納して

いる。

平成15年度町政モニター募集

町では、平成15年度町政モニターを募集します。

町政モニターは、町政に対する町民の皆さんのご意見やご要望を直接お聞きし、より民主的な町政を推進するための広聴制度です。

町政に関心のある人のご応募をお待ちしています。

▽町政に関する意見、要望、苦情等の申し出

▽モニター会議への出席(年3回)

▽町から依頼するアンケートへの回答

▼応募資格

町内に居住する20歳以上の人で、

町政全般について関心を持ち、中立的な立場の人(国・地方公共団体の議員、公務員及びこれに類する公社・公団等の職員を除く)。

▼任期

平成15年7月1日~

平成16年6月30日

▼募集人員 4名

※モニターは全員で16名です。12名

富士見町情報公開条例の開示状況の公表

富士見町情報公開条例第22条の規定により、平成14年度の実施状況について次のとおり公表します。

○請求件数 90件

○請求に対応する決定

・全部開示 47件

○不服申立 10件

▼申込み・問い合わせ先

総務課 文書統計係

62-9324(有)9324

・部分開示 27件

・不開示 19件

* 1件で複数の請求があつたため、請求件数と決定件数は一致しません。

開示等の請求及び開示等の請求に対する決定については、ありませんでした。

富士見町個人情報保護条例の運用状況の公表

富士見町個人情報保護条例第31条の規定により、平成14年度の運用状況について公表します。

開示等の請求及び開示等の請求に対する決定については、ありませんでした。